

横浜放射線医学会会則

- 第1条 : 本会は横浜放射線医学会と称する。
- 第2条 : 本会は横浜市内で放射線科を標榜するもの、また、放射線を多く医療に利用する医師をもって会員とする。
- 第3条 : 本会は放射線医学領域の知識と技術の向上と会員の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 : 本会は前条の目的達成のために総会、講演会、研究発表会、地域社会活動を行う。
- 第5条 : 本会は下記の役員をおく。
会長 1 名、副会長 2 名、理事若干名、会計 1 名、監事 2 名
- 第6条 : 理事会は推薦により顧問をおく事が出来る。
- 第7条 : 会長、副会長、理事、会計、監事は総会で選出してこれを定める。
- 第8条 : 役員任期は 2 年とする。
- 第9条 : 総会は年 1 回行い、会計監査、報告をする。
- 第10条 : 総会、理事会は会長が招集する。
- 第11条 : 会則の変更は理事会、総会の承認が必要である。
- 第12条 : 本会の経費には会費および協賛金をあてる。会費は年 3000 円とする。
- 第13条 : 会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第14条 : 本会会則は平成 18 年 11 月 27 日より施行する。

付則 :

慶弔については理事会でこれを定める。